

ジュニア強化拠点クラブ指定事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、第82回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）において活躍できる人材を育成するため、有望なジュニア競技者を育成しているクラブ、学校等（以下「クラブ等」という。）について、スポーツ活動の中心強化拠点としての役割を担うための事業に要する経費に対し、予算の範囲で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）に定めのあるものを準用するほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 交付対象者は、国スポで実施される正式競技（41競技）の競技団体とする。

(補助対象経費)

第3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2に規定する競技団体が行う、第1に規定する趣旨に即した事業に要する経費（旅費、宿泊費、報償費、施設使用料、外部指導者の招聘に係る経費、大会参加料、保険料その他長野県競技向上対策本部本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めた経費）とする。

(補助金の交付限度額)

第4 補助金の交付限度額は、一つのクラブ等につき、次のとおりとする。

- (1) 重点強化拠点クラブ 500,000円
- (2) 強化拠点クラブ 200,000円

(交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、本部長が指定する期日までに、次の書類を本部長に提出するものとする。

- (1) 長野県競技力向上対策本部事業（ジュニア強化拠点クラブ指定事業）補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 長野県競技力向上対策本部事業（ジュニア強化拠点クラブ指定事業）計画書（様式第2号）
- (3) 収入支出予算書（様式第3号）

2 本部長は、前項の規定する書類の提出があった場合において、次に定める選定基準に照らし補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金交付決定通知書を補助申請者へ送付するものとする。

- (1) 重点強化拠点クラブ

全国規模のジュニア関係各種大会において、活躍する選手を育成・強化しているクラブ等

(2) 強化拠点クラブ

本県におけるジュニア関係各種大会において、上位で活躍する選手を育成・強化しているクラブ等

- 3 本部長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないと決定したものについては、補助申請者にその旨を通知する。
- 4 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第6第1項又は第2項の規定による報告をするものとする。

（消費税仕入控除税額の報告）

第6 第5第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

- 2 第5第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに本部長に報告するとともに、本部長による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等交付規則第13条第1項の補助事業の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により本部長に報告するものとする。

- 3 補助事業者は、間接補助事業者から補助金に係る消費税仕入控除税額の返還があつた場合には、速やかに本部長に報告するとともに、本部長による返還命令を受けてその返還額の全部又は一部を返還するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容の変更（補助金の額に影響を及ぼさない変更及び補助対象経費の20パーセント以内である変更を除く。）をしようとするときは、速やかに本部長に申請してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに本部長に申請してその承認を受けること。
- (3) 重点強化拠点クラブ又は強化拠点クラブの相互において、補助金を流用しないこと。

(4) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

2 本部長は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(交付の決定等)

第8 本部長は、第5の提出書類の提出のあったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該団体等に通知する。

(事前着手)

第9 補助事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、本部長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

2 補助申請者は、交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、長野県競技力向上対策本部事業（ジュニア強化拠点クラブ指定事業）補助金事前着手届（様式第5号）を本部長に提出するものとする。

(交付申請の取下げ)

第10 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受領した日から14日以内に、長野県競技力向上対策本部事業（ジュニア強化拠点クラブ指定事業）補助金交付申請取下書（様式第6号）を本部長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更承認申請書等)

第11 第7第1項第1号及び第2号の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 事業内容を変更しようとするとき 長野県競技力向上対策本部事業（ジュニア強化拠点クラブ指定事業）変更承認申請書（様式第7号）

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野県競技力向上対策本部事業（ジュニア強化拠点クラブ指定事業）中止（廃止）承認申請書（様式第8号）

(状況報告)

第12 補助事業者は、本部長が指示したときは、長野県競技力向上対策本部事業（ジュニア強化拠点クラブ指定事業）状況報告書（様式第9号）により、補助事業の遂行状況を報告するものとする。

2 前項の状況報告書には、事業の遂行状況を説明するために必要な書類その他の参考書類を添付するものとする。

(実績報告等)

第13 補助事業者は、補助事業が完了したときは、次に掲げる書類を本部長に提出しなければならない。

- (1) 長野県競技力向上対策本部事業（ジュニア強化拠点クラブ指定事業）実績報告書（様式第10号）
- (2) 長野県競技力向上対策本部事業（ジュニア強化拠点クラブ指定事業）実施報告書（様式第11号）
- (3) 収入支出決算書（様式第12号）

2 前項の書類の提出期限は、本部長が別に定める日とする。

(補助金の交付請求)

第14 補助事業者が、補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、長野県競技力向上対策本部事業（ジュニア強化拠点クラブ指定事業）補助金交付（概算払）請求書（様式第13号）を本部長に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15 本部長は、第11の規定により事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第8の決定の内容(第7第1項第1号の規定により承認をした場合には、その承認した内容)の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は対策本部の指示等に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 本部長は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度の補助金から適用する。